

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
		2	掘削工(面管理の場合)			I-1
		3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			I-1
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2
		2	盛土工(面管理の場合)			I-2
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-3
				多数アンカー式補強土工法		I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-3
	1-2-3-6		堤防天端工			I-3
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4
		2	掘削工(面管理の場合)			I-4
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5
		2	路体盛土工(面管理の場合)			I-5
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-5
		2	路床盛土工(面管理の場合)			I-5
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7
				軽量鋼矢板		I-7
				コンクリート矢板		I-7
				広幅鋼矢板		I-7
				可とう鋼矢板		I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-7
	3-2-3-6		小型標識工			I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-8
				転落（横断）防止柵		I-8
				車止めポスト		I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-8
	3-2-3-9		区画線工			I-9
				溶融式カラー塗装		I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-9
				距離標		I-9
				防草シート		I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-10
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			I-11
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	購入工		I-11
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			I-11
	3-2-3-15		P Cホロースラブ製作工			I-12
	3-2-3-16	1	P C箱桁製作工			I-12
		2	P C押し箱桁製作工			I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-13
	3-2-3-18		沈床工			I-14
	3-2-3-19		捨石工			I-14
	3-2-3-22		階段工			I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-15
3		伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-15	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15	
	2	多自然型護岸工	かごマット		I-15	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-16	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16	
			プレキャストパイプ工		I-16	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17	
				L型側溝工		I-17	
				自由勾配側溝		I-17	
				管渠		I-17	
		2	側溝工	場所打水路工		I-17	
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-17	
	3-2-3-30		集水樹工			I-18	
	3-2-3-31		現場塗装工			I-18	
	3-2-3			小段排水工	KH-1-1		I-18
				縦排水工	TH-1-1		I-18
				張コンクリート工			I-18
				小段排水工	KH-1-2		I-19
				土工	遮水シート		I-19
				端止工			I-19
				橋梁補修工	ひび割れ補修工		I-19
				断面修復工			I-19
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-20	
				砕石基礎工		I-20	
				割ぐり石基礎工		I-20	
				均しコンクリート		I-20	
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-20	
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト	
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-21	
				鋼管杭		I-21	
				H鋼杭		I-21	
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I-21	
	3-2-4-5		場所打杭工			I-21	
	3-2-4-6		深礎工			I-22	
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-22	
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-22	
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-23	
	第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-23
コンクリートブロック張り						I-23	
2			コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-23	
3			コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-24	
4		コンクリートブロック工	天端コンクリート		I-24		
3-2-5-4			緑化ブロック工			I-24	
3-2-5-5		石積（張）工			I-25		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			I-25
			橋面防水工			I-25
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-26
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-27
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-28
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-28
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-29
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-29
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-30
		9	アスファルト舗装工	基層工		I-31
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-32
		11	アスファルト舗装工	表層工		I-33
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-34
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-34
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-35
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-35
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-36
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-36
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-37
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-37
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-38
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-38
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-39
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-39
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-40
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-40
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-41
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-41
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-42
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-42

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-43	
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-43	
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-44	
		9	排水性舗装工	基層工		I-44	
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-45	
		11	排水性舗装工	表層工		I-45	
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-46	
		3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-47
			2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-47
			3	透水性舗装工	表層工		I-48
			4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-48
			5	透水性舗装工	フィルター層		I-48
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-49	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-49	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-49	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-50	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-50	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-51	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-51	
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-52	
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-52	
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-53	
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-53	
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-54	
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54	
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-55	
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55	
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-56	
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-56	
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-57	
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-57	
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-58	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-58	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		I-59	
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		I-59	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		I-60	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-60	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		I-61	
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工			I-61
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)			I-62
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			I-62
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工			I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工			I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工			I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)			I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工			I-65
		5	ブロック舗装工	基層工			I-66
	3-2-6-15	1	路面切削工				I-67
		2	路面切削工	(面管理の場合)			I-67
	3-2-6-16		舗装打換え工				I-67
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工				I-68
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)			I-68

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-69	
	3-2-7-3		置換工			I-69	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			I-70
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			I-70
	3-2-7-5		パイルネット工			I-70	
	3-2-7-6		サンドマット工			I-71	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			I-71
				ペーパードレーン工			I-71
				袋詰式サンドドレーン工			I-71
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			I-71
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			I-72
				高圧噴射攪拌工			I-72
				スラリー攪拌工			I-72
				生石灰パイル工			I-72
		2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合			I-73
	3	固結工	中層混合処理			I-73	
	第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-74
鋼矢板						I-74	
2			土留・仮締切工	アンカー工		I-74	
3			土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-74	
4			土留・仮締切工	締切盛土		I-74	
5		土留・仮締切工	中詰盛土		I-75		
3-2-10-9			地中連続壁工(壁式)			I-75	
3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			I-75		
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting fee (metal subcontracting)		I-76~77	
				casting fee (large rubber subcontracting)		I-78	
				erection material manufacturing		I-78	
				cutting metal parts manufacturing		I-78	
	3-2-12-3	1	桁製作工	erection assembly inspection implementation case		I-79~80	
				simulation erection assembly inspection case		I-79~80	
		2	桁製作工	erection assembly inspection non-implementation case		I-81	
	3	桁製作工	steel pile abutment manufacturing (erection assembly time)		I-82-①~②		
	3-2-12-4		検査路製作工			I-83	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-83	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-84	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-84	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-84	
3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-85		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-85	
	3-2-12-11		工場塗装工			I-86	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		I-87	
				ケーブルクレーン架設		I-87	
				ケーブルエレクション架設		I-87	
				架設桁架設		I-87	
				送出し架設		I-87	
				トラベラークレーン架設		I-87	
	3-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		I-88	
				架設桁架設		I-88	
			架設工支保工	固定		I-88	
				移動		I-88	
			架設桁架設	片持架設		I-88	
				押出し架設		I-88	
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-88	
				張芝工		I-88	
				筋芝工		I-88	
				市松芝工		I-88	
				植生シート工		I-88	
				植生マット工		I-88	
				植生筋工		I-88	
				人工張芝工		I-88	
				植生穴工		I-88	
				2	植生工	植生基材吹付工	
	客土吹付工		I-88				
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-89	
				モルタル		I-89	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-90	
				現場吹付法枠工		I-90	
	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-90		
	3-2-14-6		アンカー工		I-91		
	第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-91
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		I-92	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-92	
				多数アンカー式補強土工法		I-92	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-92	
3-2-15-4			井桁ブロック工		I-93		
第16節 浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-93	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-94	
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		I-94	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		I-94		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-70	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-95	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-88	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
かご枠					3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-95	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-95	
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-96	
第2章 浚渫（河川）							
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工			I-96
				ヒューム管			I-96
		2	函渠工	P C管			I-96
				コルゲートパイプ			I-96
				ダクタイル鋳鉄管			I-96
		P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工		I-16		
6-3-5-7		翼壁工			I-97		
6-3-5-8		水叩工			I-97		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79~82-②
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本體工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-97
	6-4-6-8		堰柱工			I-97
	6-4-6-9		門柱工			I-97
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-97
	6-4-6-11		胸壁工			I-97
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-97
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-131~132
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-131~132
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-47
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79~82-②
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-85	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-97	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-97	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-97	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-97	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97	
	6-5-6-13		閘門工			I-97	
	6-5-6-14		土砂吐工			I-97	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
6-5-7-8			堰本体工			I-97	
6-5-7-9			水叩工			I-97	
6-5-7-10			土砂吐工			I-97	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			I-98
第9節 管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			I-98
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I -18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I -94
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I -14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I -132
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I -133
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I -133
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I -133
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	I -10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	I -11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I -11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	I -11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I -88
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I -88
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I -94
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I -12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I -12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I -14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I -132
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I -133
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I -133
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I -133
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I -8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I -14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I -5
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I -21
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I -21

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 機場本体工	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-4-6		本体工			I-99
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-99
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-99
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-99
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I-100
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	I-25
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I-100
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
根固めブロック				3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-6		側壁工			I-100
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-100
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-3
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-95
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-96

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-88
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-23
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-17
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	I-18
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5緑石工	I-7
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-70
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-101
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-102
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-102
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-102
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-102
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-17
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	I-17
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	7-1-14-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18	
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-103	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-103	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-103	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-104	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	7-2-5-9		石枠工			I-104	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-104	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-105
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-105
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-105
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-106
		2	セルラー工	セルラー工据付			I-106
3		セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-106	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-106	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-107	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-107	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-107	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-103	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-105	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-106	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打コンクリート工	I-104	
第4章 浚渫（海岸）							
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-94	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I-107

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	I-82-①～②
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-108
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-108
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-108
	8-1-8-8		水叩工			I-109
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		I-109
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		I-110-①～②
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-111
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
	8-2-5-8		魚道工			I-111
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-92
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-111
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ポーリング工			I-112
	8-3-7-5		集水井工			I-112
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I-22
	8-3-9-6		合成杭工			I-112

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-114
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-115
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-116
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-116
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-116
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I-116
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-117

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-117
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-71
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-1-5-4		法粹工		3-2-14-4法粹工	I-90
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-117
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-117
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-118

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-118
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-119
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-119
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-119
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-47
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
	10-2-4		歩道路盤工			I-120
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-120
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-120
	10-2-4		歩道舗装工			I-120
	10-2-4		取合舗装工			I-120
	10-2-4		路肩舗装工			I-120
	10-2-4		表層工			I-120
	第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-2-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
10-2-5-5			集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
10-2-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
10-2-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
10-2-5-8			排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
10-2-5-9			排水性舗装用路肩排水工			I-121
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-121
				ラバーシュー		I-121
				アンカーボルト		I-121
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-121
		2	大型標識工	標識柱工		I-121

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-122
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-122
		3	ケーブル配管工	保護砂		I-122
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-123
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-123
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-124 ~125
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-126 ~127
				重力式		I-126 ~127
				半重力式		I-126 ~127
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-128 ~129
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-130
		2	橋脚フーチング工	門型		I-130
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-130
		2	橋脚架設工	門型		I-131
	10-3-8-11		現場継手工			I-131
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-88	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
かご枠					3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-131	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②	
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-9		架設工（トラバラーケール架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		
2		支承工	ゴム支承			I-132
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-132
	10-4-8-5		地覆工			I-132
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-133
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-133
	10-4-8-8		検査路工			I-133
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-130
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-130
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-85
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-133
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
第12節 PC押し出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し出し箱桁製作工	I-13
	10-5-12-3		架設工（押し出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-134
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-134
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-135
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-135

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 覆工	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-135
第6節 インパート工	10-6-6-4		インパート本体工			I-136
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-136
	10-6-8-5		明り巻工			I-137
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-138
	10-11-6-4		カラー継手工			I-138
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-138
		2	防水工	防水保護工		I-138
3		防水工	防水壁		I-139	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-139
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2	1	管路工	管路部		I-139
		2	管路工	管路部		I-140
	10-12-5-3	1	プレキャストボックス工	特殊部		I-140
		2	プレキャストボックス工	特殊部 沈下マンホール		I-140 I-140
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		I-140
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-140
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	I-139 ~140
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-140
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I-141
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		I-141
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	10-14-4-7		路上再生工			I-141
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-117
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-142
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-141
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-141
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	I-18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8

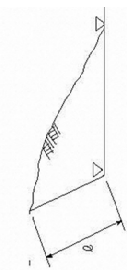
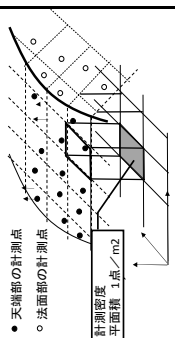
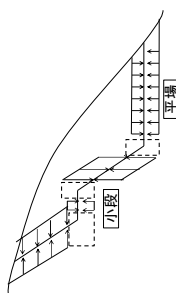
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-117
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
第18節 落石雪害防護工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-117
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-118
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-142
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
下水道						I - 143

出来形管理基準及び規格値

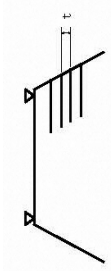
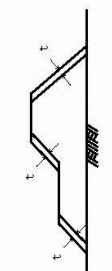
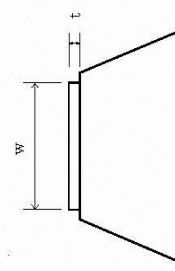
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2カ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に規定する基準高は掘削部の両端で測定。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2
						法長ℓ	-200			
							法長-4%			
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-2
						標高較差	±150			
						水平または標高較差	±160			
1	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		1-2-3-2
						標高較差	±300			
						水平または標高較差	±300			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		I-2-3-3
						法長 l	-100	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の場合、基準高は各法肩で測定。		
						幅 w_1, w_2	-100			
							法長-2%			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 -50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		I-2-3-3
						法面 4割<勾配	平均値 -50	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	平均値 -60	3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割と表したものである。		4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

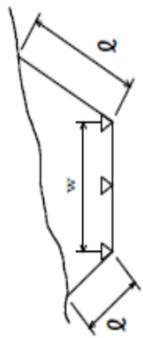
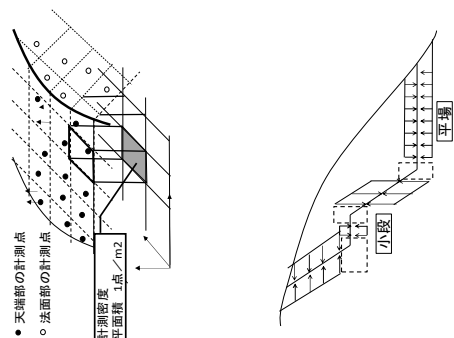
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1	2	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
						幅	-100			
1	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						幅	-100			

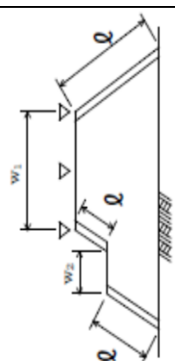
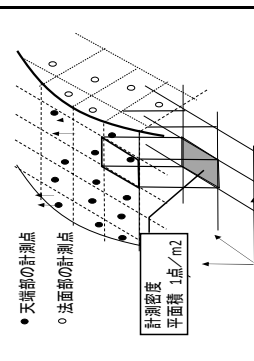
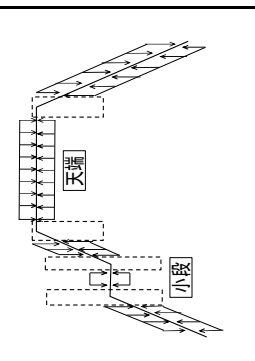
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2カ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2	
						法長 l	$l < 5\text{ m}$				-200
							$l \geq 5\text{ m}$				法長-4%
						幅 w	-100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	個々の計測値 ±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70	±160			
						法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または 標高較差 ±70	±330			


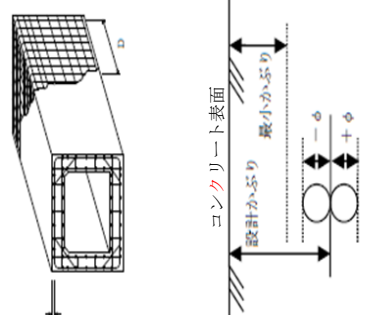
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	1	路体盛土工 (路面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長l	-100			
						幅 w1, w2	法長-2% -100			
1	2	4	3	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	個々の計測値	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						平均値	±80			
						標高較差	±190			
1	2	4	4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端面	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法面(小段含む)	±80			
						標高較差	±190			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のもの1施工箇所につき2ヶ所。法の中 央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d かぶり t	±φ 設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット 当たりに対して各面で一箇所以上測定す る。最小かぶりは、コンクリート標準示方 書（設計編：標準7編2章2.1）参照。た し、道路橋示方書の適用を受ける橋につ いては、道路橋示方書(III)コンクリート橋・ コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用 する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含 む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床 版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁 上・下部工および重要構造物である 内空断面種25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工 種において対象外)の鉄筋の配筋状況及 びかぶりについては、必要に応じて「非破 壊試験によるコンクリート構造物中の配筋 状態及びかぶり測定要領」も併せて適用す る。	 <p>コンクリート表面 設計かぶり 最小かぶり</p> <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁から コンクリート表面までの距離をい う</p>	1-3-7-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	4		仮設・任意仮設 (指定仮設を除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
						設置高さ H	設計値以上			
3	2	3	6		小型標識工	基礎	設計値以上	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-6
						幅 w (D)	-30			
						高さ h	-30			
						根入長	設計値以上			

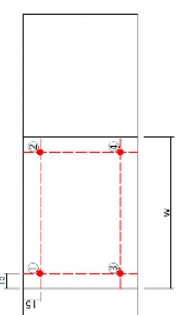
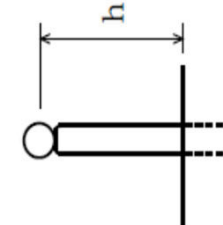
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	防止柵	幅 w	-30	車輪基礎10基につき1基、10基以下のも は2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所 測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		3-2-3-7
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		
							基礎				
3	2	3	8		路側防護柵工 (ガードレール)	路側防護柵	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のもは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		3-2-3-8
							高さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		
							基礎				
3	2	3	8		路側防護柵工 (ガードケーブル)	路側防護柵	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		3-2-3-8
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		

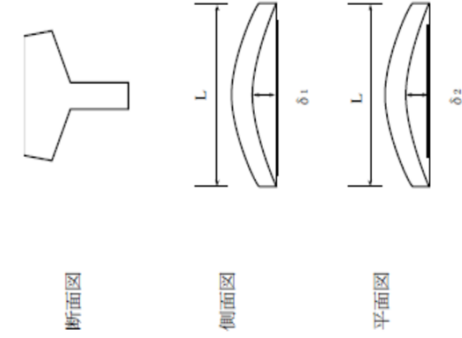
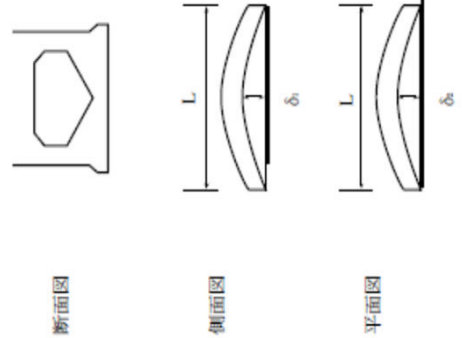
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所アスタトピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工 (溶融式カマ-塗装)	厚さ t	設計値以上 (1.5mm以上)	各線種毎に、1箇所アスタトピースにより測定。		3-2-3-9区画線工 に準拠
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (根線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (防草シート)	重ね幅(W)	設計値以上	1施工箇所1回		3-2-3-9区画線工 に準拠
						シート固定ピン本数	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗料面積を算出・照査して各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(実缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ1	±8			
						横方向の曲がり δ2	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10... L ≤ 10m ±L/1000... L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ1	±8			
						横方向の曲がり δ2	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッション 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験 成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のポット（工場製）のプレキャスト製品は全ての工種において対象（外）の鉄筋の配筋状況及びひび割れ試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領も併せて適用する
						幅 (下) w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3	2	3	14		プレキャストセグメント桁 製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所 は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-14
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3	2	3	14		プレキャストセグメント主 桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッション 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
						断面の外形寸法 (mm)	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり高さと中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）</p>		<p>3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{か} \nabla$ -30mm以内			
3	2	3	16		PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり高さと中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）</p>		<p>3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{か} \nabla$ -30mm以内			

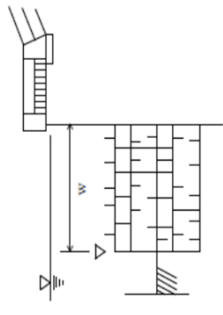
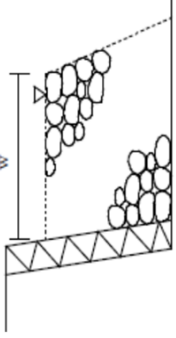
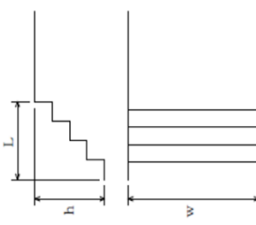
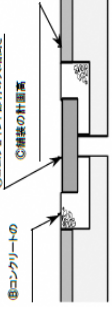
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する					
							幅(下) w_2				-5~+30				
							内空幅 w_3				±5				
							高さ h_1				+10 -5				
							内空高さ h_2				+10 -5				
							桁 長 ℓ				$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内				
							層 積				標準高 ∇	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		
							乱 積				厚 さ t	-20			
											幅 w_1, w_2	-20			
											延長 L_1, L_2	-200			
											標準高 ∇	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		
		延長 L_1, L_2	- t / 2	tは根固めブロックの高さ											
3	2	3	17		根固めブロック工				3-2-3-17						
3	2	3	17		根固めブロック工				3-2-3-17						

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	18		沈床工		基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18	
							幅 w	±300				
							延長 L	-200				
3	2	3	19		捨石工		基準高▽	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19	
							幅 w	-100				
							延長 L	-200				
3	2	3	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22	
							高さ h	-30				
							長さ L	-30				
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点		3-2-3-24	
							表面の凹凸	3				表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				据付け高：(④)と(⑤)の設計値との差分 仕上げ高：後打ちコンが有る場合は(④)と(⑤)の差分、 後打ちコンが無い場合は(④)と(⑤)の差分

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガンジョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁	±2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
						基 準 高 ▽	±500			
						法 長 ℓ	-200			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	法 長 ℓ		施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						延 長 L				
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

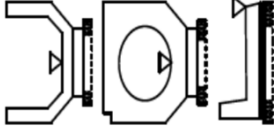
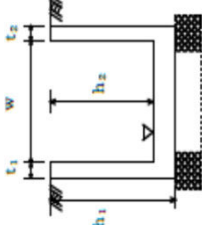
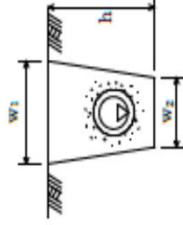
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	27	1	羽口工 (じやかかご)		法長 ϕ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
								-100			
							厚さ t	-50			
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)		高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							延長 L1, L2	-200			
3	2	3	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)		基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合 1施工箇所毎		3-2-3-28
							※幅 w	-50			
							※高さ h	-30			
							延長 L	-200			

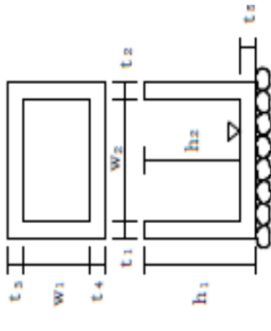
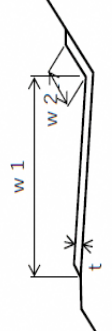
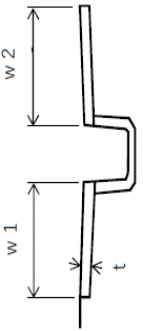
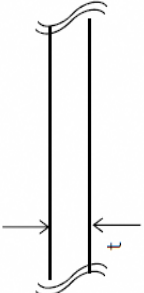
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)		基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
							延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
							厚さ t_1, t_2	-20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)		基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
							幅 w_1, w_2	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							深さ h	-30			
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

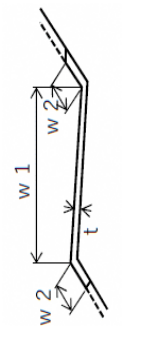
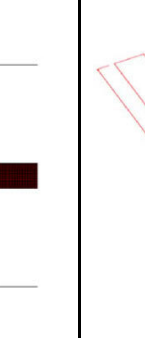

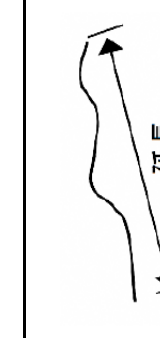
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水構工		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
							※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
							※幅 w ₁ , w ₂	-30			
							※高さ h ₁ , h ₂	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工		塗膜厚	塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-3-31
							厚さ	-20			
							幅	-30			
							厚さ	-20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種			小段排水工 (KH-1-1)		厚さ	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所排水路工)に準拠
							幅	-30			
							厚さ	-20			
							幅	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種			縦排水工 (TH-1-1)		厚さ	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所排水路工)に準拠
							幅	-30			
							厚さ	-20			
							幅	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種			張コンクリート工		厚さ	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所排水路工)に準拠
							厚さ	-20			
							厚さ	-20			
							厚さ	-20			

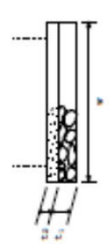
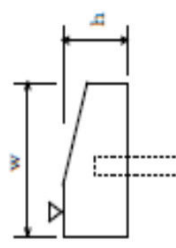
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3			小段排水工 (KH-1-2)		高さ	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水 路工）に準拠
							幅	-30			
3	2	3			土工 (遮水シート)		重ね幅	設計値以上	施工延長25m（測点間隔20mの場合は20m）につき1箇所		
3	2	3			端止工		法長 (L<3m)	-50	1 施工箇所毎		3-2-15-1場所打欄 壁工に準拠
							法長 (L≧3m)	-100			
							幅	-30			
							高さ	-50			
3	2	3			橋梁補修工 (ひび割れ補修工)		延長 L	設計値以上	全箇所		
							幅 W	設計値以上			
3	2	3			橋梁補修工 (断面修復工)		延長 L 幅 W	設計値以上	全箇所		


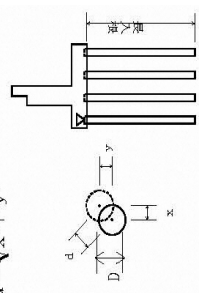
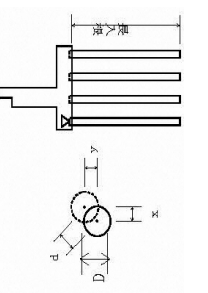
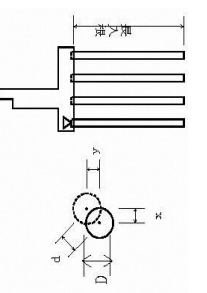
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般施工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (削ぐり石基礎工) (拘しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	2	一般施工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

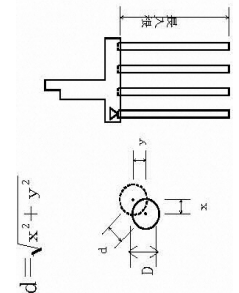
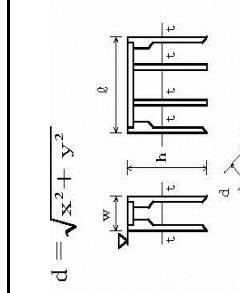
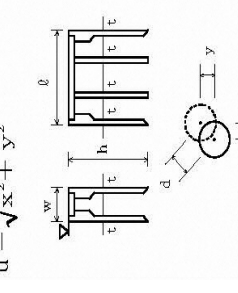
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所に2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径(公称径) -30以上			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	6		基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※7付アートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタル（コンクリート）の場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3	2	1	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3	2	1	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法長 ℓ	$\ell < 3m$				-50
							$\ell \geq 3m$				-100
						厚さ (ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						延長 L1, L2	-200				

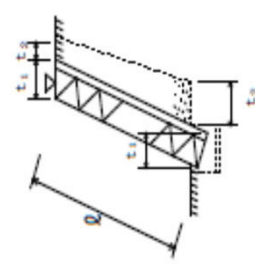
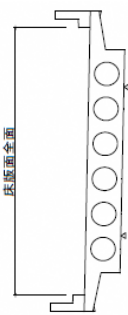
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	5	3	4	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-15-1場所打擁 壁工に準拠
						厚さ t	-20			
						延長 L	-200			
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
					法長 ϕ	$\phi < 3m$				-50
						$\phi \geq 3m$				-100
厚さ(ブロック) t_1	-50									
厚さ(裏込) t_2	-50									
延長 L	-200									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	-50			
							-100			
						厚さ(石積・張) t ₁	-50			
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
						延長 L	-200			
						シートの重ね幅	-20~+50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シート系床版防水層	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		道路橋床版防水(便覧)(H19.3日本道路協会)を参考
						コンクリート床版面の乾燥状態	良好			
						清掃状態	良好			
						水分量(%)	10%以下			
						床版防水面のはがれ	異常なし			
						シワ	異常なし			
						気泡	異常なし			
						キズ	異常なし			
						重ね幅(W)	-20, +50			
						全面	目視確認			
						全面	目視確認			
300m ² を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mmとする。										
10cm程度以上の気泡が生じた場合は、ギリギリまで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	標準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽						3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用量が、3,000t以上の表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
						厚さあるいは標高 較差	±90	±90	±90	±90	±40 -15		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10		3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用量が、3,000t以上の表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといととも、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用量が、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用量が、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個以上9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
						幅 度	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	—			—	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さ	-15	-20	-5			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	-15	-20	-5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7	
											<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかが該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといととも、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
		幅	-25	-25	-								
		平坦性	-		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直 読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、鋪 装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が、 3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、次 のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基層 及び表層用混合物の総使用量が3,000t以 上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合は該当 する	3-2-6-8	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅 幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	中規模以上 +50	小規模以下 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	中規模以上 +50	小規模以下 -15			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	中規模以上 +50	小規模以下 -15	幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						幅	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	中規模以上 +50	小規模以下 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均									
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						厚さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理 工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	-	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						中規模 以上	-54	-63	-8	-10			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	-9	-12	-3	-4							
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	-	-	-	-	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8		
						厚 さ	-25	-25	-	-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する	3-2-6-8
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ 幅 平 坦 性	-7 -25	-9 -25	-2 -	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—	—	—	—			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に拠らず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	±90	中規模以上	+40	+50
						厚さあるいは標高 較差	小規模以下	±90	±90	小規模以下	-15	-15
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	-25	-30	中規模以上	-8	-10
						幅	小規模以下	-50	-50	小規模以下	-	-

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ 幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-54	小規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9
							中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
							中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-36	小規模以下	-45	中規模以上	-5	小規模以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9
							中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
							中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ 幅 平 坦 性	-7 -25	-9 -25	-2 -	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。平坦性の項目を維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	9	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					平坦性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			

単位：mm

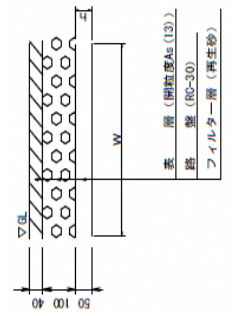
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-10
						厚さあるいはは標高較差	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m 毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 ただし、幅は設計図書に規定する。ただし、80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25	-			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-10
3	2	6	10	5	透水性舗装工 (フィルター層)	基準高▽	±50		基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起して測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔。	3-2-6-10-1透水性舗装工(透水性工)に準拠	
						厚さ(t)	-30				
						幅(W)	-100				



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (x ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下					
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	-20	中規模以上	-5	-7	3-2-6-11	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
						幅	中規模以上	-50	-50	中規模以上	-	-		
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-36	-45	中規模以上	-5	-7	3-2-6-11	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
						幅	中規模以上	-	-	中規模以上	-	-		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	-12	中規模以上	-3	-4	3-2-6-11	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
						幅	中規模以上	-25	-25	中規模以上	-	-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-20	小規模以下	-25	中規模以上	-3	小規模以下	-4
						11	6	一般舗装工					
3	2	6	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-20	小規模以下	-25	中規模以上	-3	小規模以下	-4
3	2	6	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-20	小規模以下	-25	中規模以上	-3	小規模以下	-4
3	2	6	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mm毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						-25	-25	-					
3	2	6	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mm毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
11	6	一般舗装工											
3	2	6	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	平坦性	-	-	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mm毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
11	6	一般舗装工											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	11	6	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							—	—	—	—			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の間隔によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)についても、満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	—45	—15	—	—			
						幅	—50	—	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要項(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -30	-30 -50	-8	-	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10)について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (x ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏) 安定処理工)	厚 さ 幅	-25 -50	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)についても、10個の測定値が9個以上であり、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (x ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-55	中規模以上	-8	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
							小規模以下	-66	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。 厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
							小規模以下	-12	小規模以下			
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	—		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-20	小規模 以下	-27	小規模 以下	-3
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ		-10			-3.5	
						幅		-25				
						平坦性						
						目地較差					±2	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
					平坦性	中規模 以上	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメーターにより機械鋪設の場合 (σ)2.4mm以下 人力鋪設の場合 (σ)3mm以下				
3	2	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
					基準高▽	±40	±50	—			
					厚 さ	—45	—15				
					幅	—50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40	以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標準高 較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40	以下		
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	±90	中規模以上	+40	以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10) について満足しなければならぬ場合、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	±90	中規模以上	+40	以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	支	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (x ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						中規模 以上	-55	-66	-8			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す割点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ 幅	-9 -25	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-20	-27	-3	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						小規模以下	-27	-27			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	中規模以上	-15	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ場合、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						小規模以下	-35	-			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	幅	中規模以上	-	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						小規模以下	—	—			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	平坦性	中規模以上	—	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						小規模以下	—	—			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	目地段差	中規模以上	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						小規模以下	±2	±2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
					平坦性	—					
3	2	6	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	目地較差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
					基準高▽	±40 ±50	—				
3	2	6	13	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	厚 さ	-45	-15		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					幅	-50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-50	-				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さい	中規模以上 -25	中規模以上 -30	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もししくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る	3-2-6-13
						幅	-50	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。た いととも、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-13
							-50	-	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 幅	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。た いととも、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-13
							-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-14	
						厚 さ	-45	-15				
						幅	-50	—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-14	
						幅	-50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	測定値の平均			
3	2	6	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	小規模以下 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
					幅	-50	-				
3	2	6	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 処理工)	厚 さ	中規模以上 -15	中規模以上 -20	小規模以下 -5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
					幅	-50	-				

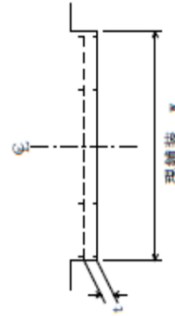
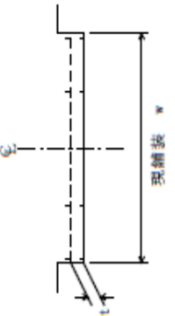



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	種	工	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(x ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	14	5	プロック舗装工 (基層工)	厚	中規模以上	-9	中規模以上	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-			


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均値 (X̄)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	舗装打換え工	幅 w	-50	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
						延長 L	-100	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	舗装打換え工	厚さ t	該当工種	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	舗装打換え工	延長 L	-100	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
						厚さ t	該当工種	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	測定値の平均値(X)			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工		厚さ t	-9	厚さは40m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	3-2-6-17		
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	—				
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17		
							平坦性	—				3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

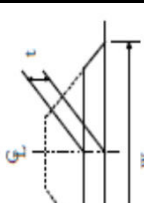
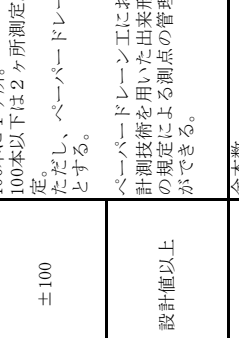
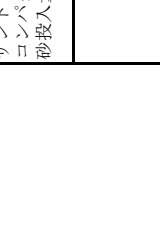
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ∇	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範 囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天 端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50 m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下 のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法で行う。		3-2-7-4
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	2	7	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外とする。 ベーパードレーンにおいては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
3	2	7	8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※余長は、適用除外
						位置・間隔 w	設計値以上			
						杭径 D	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	一般施工	7	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内	全本数		
						杭 径 D	設計値以上	$L = \varnothing 1 - \varnothing 2$		
						深 度 L	設計値以上	$\varnothing 1$ は改良体先端深度 $\varnothing 2$ は改良端天端深度		

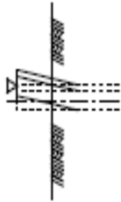
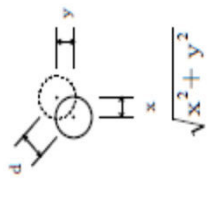
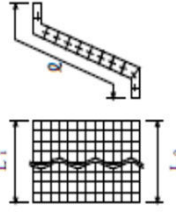
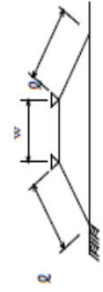
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・ハーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌層の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		3-2-7-9
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25m)の場合は50mにつき1ヶ所。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、幅 w、延長 L を確認 (実測は不要)。		
						延長 L	設計値以上			

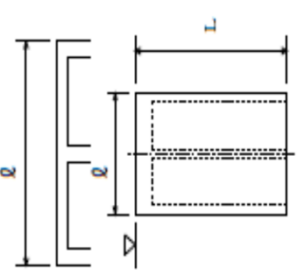
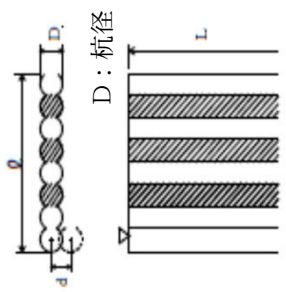
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基礎高は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-10-5
						延長 L1 L2	-200			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1.0	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						基礎高 ∇				
3	2	1.0	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3	2	1.0	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。	 <p>D：杭径</p>	3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

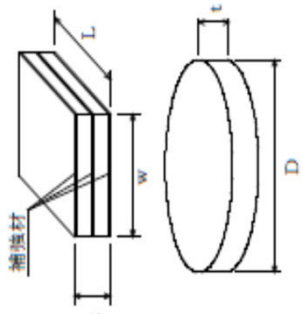
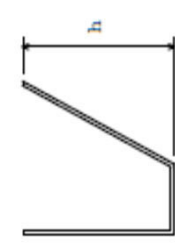
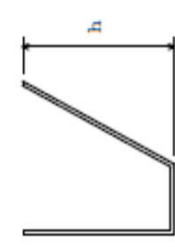
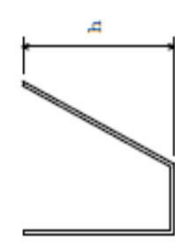
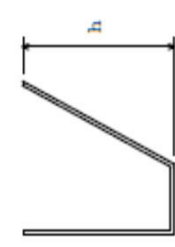
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	1	1	鋳造費(金属支承工)	上下部 接合鋼 用ボルト 構造物と 孔との	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量の遊間が確保されているのかを要する。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	3-2-12-1		
							中心距離	ボスを基準にした孔位置のずれ				1以下
								≤1,000mm				
							ドリル加工孔	ボスを基準にした孔位置のずれ				1.5以下
								>1,000mm				
							アンカーボルト用孔(鑄放し) アンカーボルト	≤100mm				+3 -1
								>100mm				+4 -2
							センターボス	孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13
								ボスの直径				+0 -1
							※ボス5	ボスの高さ				+1 -0
								ボスの直径				+0 -1
							上查の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	ボスの高さ				+1 -1
ボスの直径	+0 -1											
全移動量	上查の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13										
	ℓ ≤300mm	±2										
ℓ >300mm	±ℓ/100											

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1						
						長さ L	0~+1%									
						直径 D	0~+15									
						厚さ t	t ≤ 20mm				±0.5					
							20 < t ≤ 160				±2.5%					
							160 < t				±4					
						平面度	w, L, D ≤ 1,000mm				1					
							1,000mm < w, L, D				(w, L, D) / 1,000					
						部 材	部材長 ℓ (m)				±3... ℓ ≤ 10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1		
											±4... ℓ > 10					
刃 口 高 さ h (m)	±2... h ≤ 0.5	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1												
	±3...															
	0.5 < h ≤ 1.0															
外周長 L (m)	±4... 1.0 < h ≤ 2.0				±(10+L/10)											
	±(10+L/10)															
3	2				12	1	4	刃口金物製作工	部 材	±3... ℓ ≤ 10	図面の寸法表示箇所で測定。					3-2-12-1
									部材長 ℓ (m)	±4... ℓ > 10						
										刃 口 高 さ h (m)						
外周長 L (m)	±3...				±(10+L/10)											
	0.5 < h ≤ 1.0															
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	±4... 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1							
						±(10+L/10)										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
									鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	実	フラッグ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2..... w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	トラス・アーチ等	I 型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3		
								±3..... 0.5 < w ≤ 1.0						
								±4..... 1.0 < w ≤ 2.0						
								±(3+w/2)..... 2.0 < w						
								h / 250					主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリップの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
								b / 150						
								w / 200						
								±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10						原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。
								±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10						
								ℓ / 1,000						
鋼桁														
トラス、アーチなど														
部材長 ℓ (m)														
フランジの直角度 δ (mm)														
板の平面度 δ (mm)														
鋼桁及びトラス等の部材の腹板														
箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデツキプレート														
部材精度														
圧縮材の曲がり δ (mm)														
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h、b、w に代入する数値はmm単位の数値とする。														

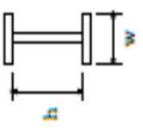
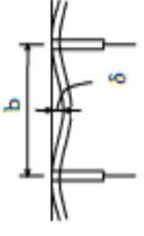



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
							鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		3-2-12-3						
					主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3					
					主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3					
					主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)	—		3-2-12-3					
					主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主構について10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	—		3-2-12-3					
					主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	—		3-2-12-3					
					主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	—		3-2-12-3					
					現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	—		3-2-12-3					
					<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部 材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3
部 材 精 度						板 の 平 面 度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
						箱桁等のフラ ンジ鋼床版の デッキプレート	b / 150			
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
						部 材 長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10			
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

次頁に続く

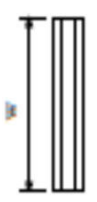
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					

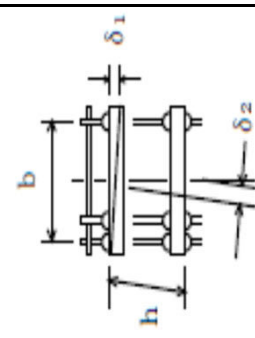
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$		3-2-12-4	
						部材	部材長 ℓ (m)				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30			3-2-12-5
						反組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm) フィンガーの食い違 $\delta 2$ (mm)				

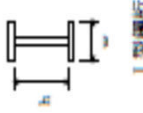



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
						部材	部材長 ℓ (m)			
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-8
						部材	部材長 ℓ (m)			
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	軸心上全数測定。		
						仮組立時	鉛直度 $\delta 2$ (mm)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	
						腹板高 h (m)					
						部 材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部 材	部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	主桁のそり δ	-5~+5 …L ≤ 20 -5~+10 …20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	
						部 材	部材長 ℓ (m)		±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10		図面の寸法表示箇所を測定。
						部 材					
						部 材					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーンクレーン架設) (クレーンエレレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L (m) 支間長Ln (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+Ln/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ1, δ2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	13	橋架架設工		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13	
						桁の中心間距離	—				
						そ り	—				
3	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (笹芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定することができる。		3-2-14-2	
						$\ell < 5m$					
						$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
						$\ell < 5m$	-100				
						$\ell \geq 5m$	法長の-2%				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定することができる。
						法 長 ℓ	-200				
						$\ell < 5m$					
						$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
						厚 さ t	-10				
$t < 5cm$											
$t \geq 5cm$	-20										
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											
延 長 L	-200										
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定することができる。		3-2-14-2	
						$\ell < 5m$					
						$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	厚 さ t	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		3-2-14-2	
						$t < 5cm$					
						$t \geq 5cm$	-20				
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											
延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が 困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-3
							$\ell \geq 3m$			
						厚さ t	$t < 5cm$	<p>200²につき1ヶ所以上、200²以下は2ヶ 所をせん孔により測定。</p>		
							$t \geq 5cm$			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚 は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以 上	-20			
						延 長 L	-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。</p>		

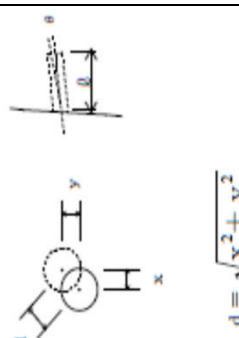
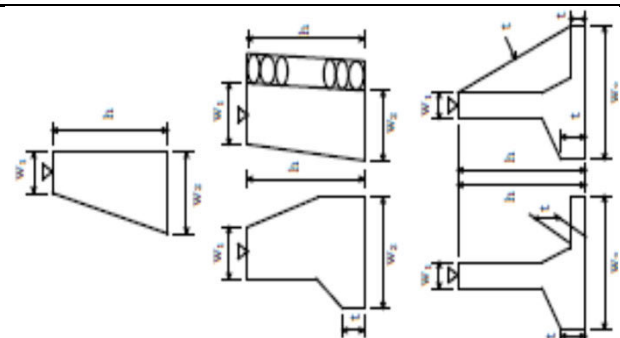
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\phi \geq 10m$				-200
							幅	w	-30	粋延長100mにつき1ヶ所、粋延長100m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							高さ	h	-30		
							粋中心間隔	a	±100		
							延	長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎	3-2-14-4
						$\phi \geq 10m$		-200			
							延	長 L	-200		

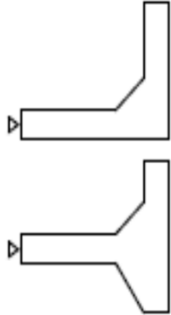
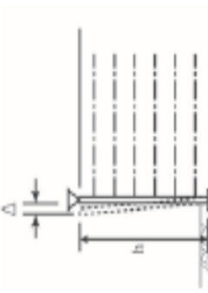
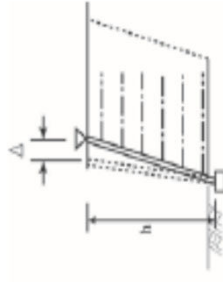
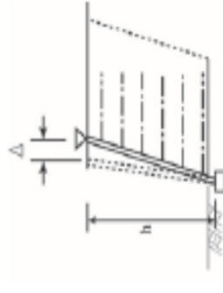
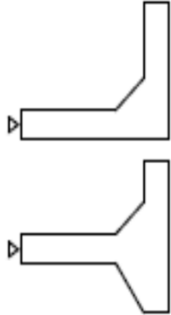
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	14		アンカー工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				
3	土木工事共通編	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				

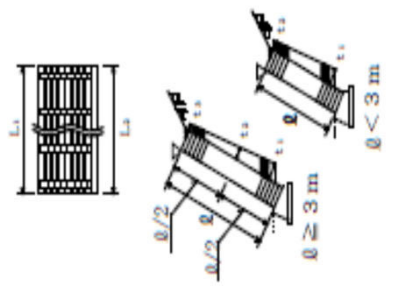
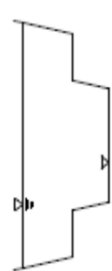
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-2
						延 長 L	-200			
3	2	15	3		<p>補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</p>	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-3
						高さ h	-50			
3	2	15	3		<p>補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</p>	h < 3m	-100	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-3
						h ≥ 3m	-100			
3	2	15	3		<p>補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</p>	鉛直度 △	±0.03hかつ ±300以内	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-3
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
3	2	15	3		<p>補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</p>	延 長 L	-200	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-2
						延 長 L	-200			

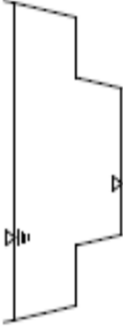
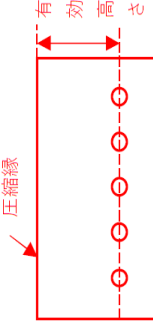
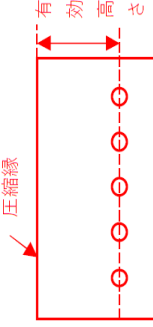
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長 0	-50				
						厚さ t1, t2, t3	-100				
						延長 L1, L2	-50				
							1 施工箇所毎				
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
							500ps	-1000～+200			
						基準高▽	1000ps	-1200～+200			
							250ps	-800～+200			
							420ps 600ps	-1000～+200			
						幅	1350ps	-1200～+200			
								-200			
							延長	-200			

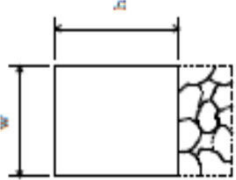
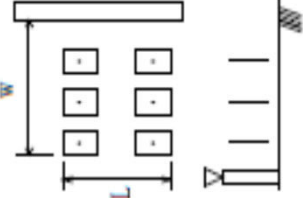
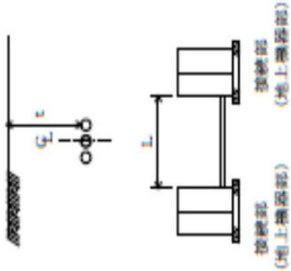
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	16	3	2	浸漬船運転工 (グラブ浸漬船) (バックホウ浸漬船)	基準高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩と必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準値以下であること。		3-2-16-3
						幅	-200			
						延長	-200			
3	2	16	3	3	浸漬船運転工 (バックホウ浸漬船) (面管理の場合)	標高較差	平均値 0以下 個々の計測値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						基準高 ▽	±20			
						幅 w	0～+30			
3	2	18	2	床版工	鉄筋のかぶり 鉄筋の有効高さ 鉄筋間隔 上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	厚 さ t	-10～+20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。) 1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		3-2-18-2
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20			
						鉄筋の有効高さ	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)Jの規定による測定の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高 さ h	-30			
6	1	10	8		杭出し水制工	基 準 高 ∇	± 50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	± 300			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
6	1	13	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
						延 長 L	-200			

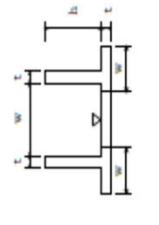


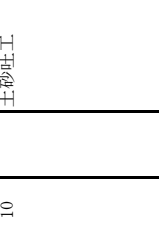
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1	3	4		ハンドボール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	3	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造種門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L	-200			

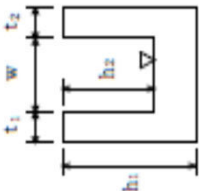
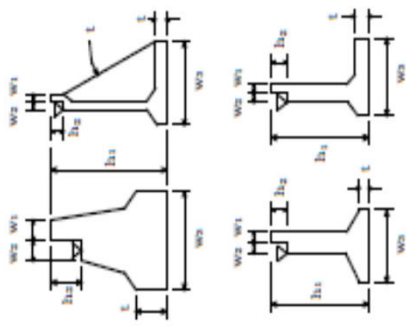
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8	翼壁工 水叩工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高 ∇	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高 ∇	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14	閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高 ∇	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
堰長 L	-50									
6	河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。 基準高、幅、高さ、厚さは面端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
						基準高 ∇	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
堰長 L	-100									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5 堰	8	魚道工	魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6	河川編	5 堰	9	管理橋下部工	管理橋橋台工	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 ℓ_1	-50			
						敷長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	6	4	6		機場本体工 本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6	6	4	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	6	5	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

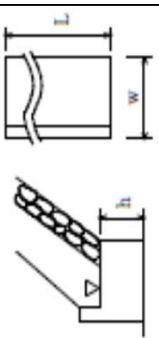
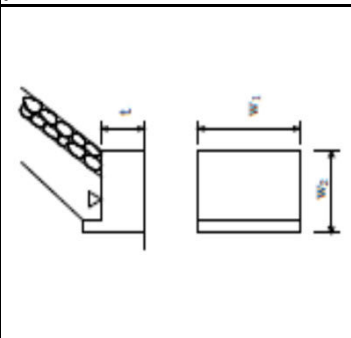
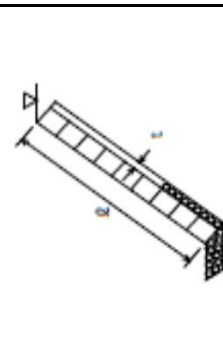
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川	編	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
6	河川	編	8		水叩工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6	河川	編	6		側壁工	基準高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 ℓ	$\ell < 5m$				-100
							$\ell \geq 5m$				$\ell \times (-2\%)$
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ t	t < 100				-20
							t ≥ 100				-30
						裏込材厚 t					-50
						延 長 L					-200
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h < 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50				
						高さ h ≥ 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100				
						延 長 L	-200				


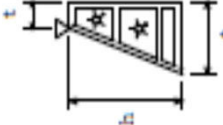

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7	河川海岸編	突堤・人工岬	4		捨石工	本 均 し 表 面 均 し 異形ブロック掘付面(乱積)の高さ 異形ブロック掘付面(乱積)以外の高さ 異形ブロック掘付面(乱積)の高さ 異形ブロック掘付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-4-4										
							±100													
							±500													
							±300													
							±500													
							±300													
							-100													
							-100													
							-200													
							7				河川海岸編	突堤基礎工	5		吹出し防止工	幅 延 長 L 異形ブロック掘付面(乱積)の高さ 異形ブロック掘付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
-500																				
±500																				
±300																				
-100																				
-100																				
-200																				
7	河川海岸編	突堤本体工	2		捨石工	異形ブロック掘付面(乱積)の高さ 異形ブロック掘付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。								7-2-5-2			
								±300												
								-100												
							-100													
							-200													

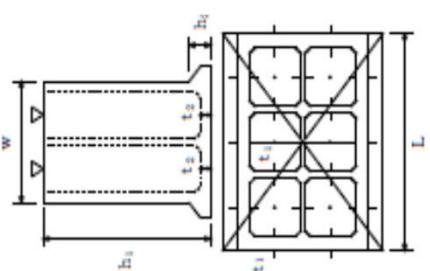
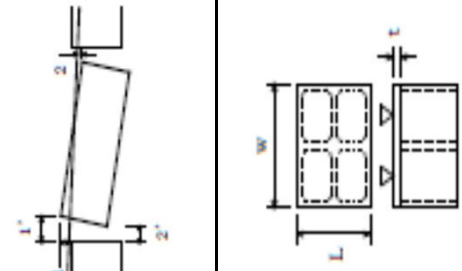
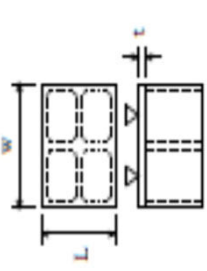
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川 海岸 編	2	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						(層積) ブロック規格26t未満	±500			
						(層積) ブロック規格26t以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの高さの1/2			
		天 端 幅 w	-ブロックの高さの1/2							
		天 端 延 長 L	-ブロックの高さの1/2							
7	河川 海岸 編	2	9		石積工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-9
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	-50			
							-100			
		延 長 L	-200	1施工箇所毎						
7	河川 海岸 編	2	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-10
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

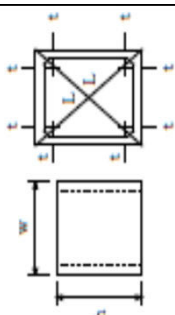
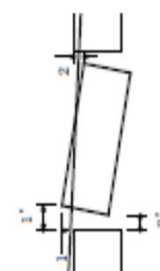
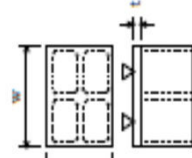

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川海岸編	2	5	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽ 砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11		
							コンクリート				±50	
						壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		7-2-5-11		
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端				
						高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅				
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端				
						底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所				
						フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅				
						法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2,000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			7-2-5-11	
							ケーソン重量2,000 t 以上 ±150					
							ケーソン重量2,000 t 未満 100以下					
							ケーソン重量2,000 t 以上 200以下					
据付目地間隔 1'、2'	陸 上	±30										
		水 中	±50									
基準高▽ 厚 さ t	厚 さ t	±30	1室につき1ヶ所(中心)									
		幅 w		±30								
		長 さ L		±30								
7	河川海岸編	2	5	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートプロック	基礎高▽ 陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11		
							水 中					±50
							厚 さ t					±30
幅 w	±30											
長 さ L	±30											

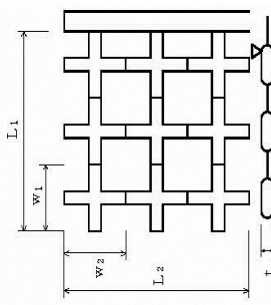
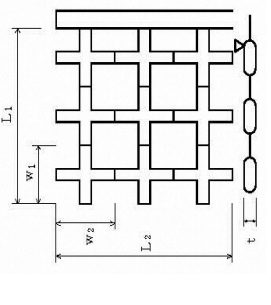
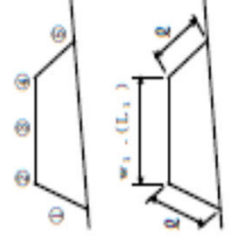
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w	+20, -10			
						高さ h	+20, -10			
						長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロッ ク	基準 高 高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
						陸 上	±30			
						水 中	±50			
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2	捨石工	長 さ L	±30	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以 上測定。		7-2-6-2
						基準 高▽	±500			
						異形 ⁷ ノック/据付面 (乱積)の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100			
						天 端 幅 w	-100			
	天 端 延 長 L	-200								

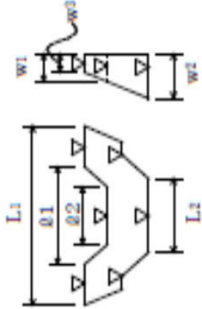
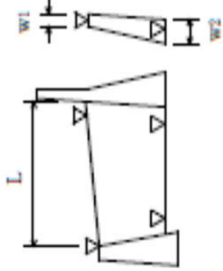
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	2	6		根固めブロック工	基礎	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1. 施工箇所毎		7-2-6-3
						高	± t / 2			
						厚	-20			
						層	-20			
						幅	- t / 2			
						乱	-200			
						延長	- t / 2			
						層	±300			
						乱	± t / 2			
						厚	-20			
幅	-20									
延長	-200									
7	河川海岸編	2	7		消波ブロック工	基礎	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		7-2-7-3
						高	± t / 2			
						厚	-20			
						層	-20			
						幅	-20			
						乱	-200			
						延長	-200			
						層	±300			
						乱	± t / 2			
						厚	-20			
幅	-20									
延長	-200									
7	河川海岸編	3	海城堤基礎工		捨石工	本	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。		7-3-3-3
						均	±500			
						し	±300			
						異形ブロック掘付面(乱積)の高さ	±500			
						異形ブロック掘付面(乱積)以外の高さ	±300			
						被	±500			
						覆	±300			
						均	-100			
						し	-100			
						法	-200			
天	-100									
端	-200									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤土工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
						天端部 堤幅 w_1, w_2, w_3	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤長 L_1, L_2	-100			
8	1 砂防堰堤	8 コンクリート側壁工	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2	-30			
						長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	8	8		水叩工	基準高 ▽	±30	<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法を用 いることができる。「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定により管理を行う 場合は、堤長の変化点で測定。</p>		8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			
8	1	9	5	1	鋼製堰本体工 (不透過型)	堤高 ▽	±50	<p>1. 図面に表示してある箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、 幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		8-1-9-5
						長さ l_1, l_2	±100			
						幅 w_1, w_3	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H ₁			
						袖高 ▽	±50			
						幅 w ₂	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H ₂			
						水通し部				
						袖部				

出来形管理基準及び規格値

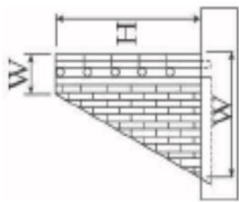
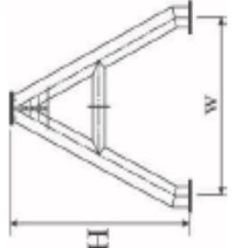
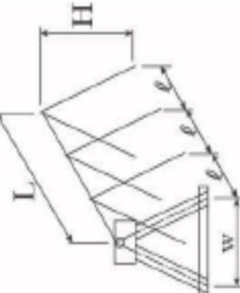
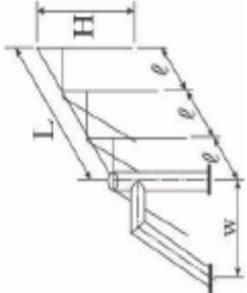
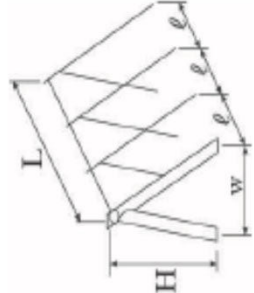
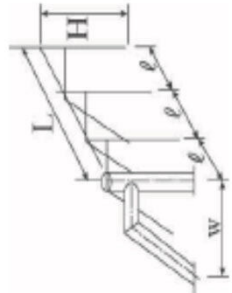
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	砂防堰堤	9	鋼製堰堤本体工 (透過型)	2	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所所で測定。		8-1-9-5
						堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

次頁に続く

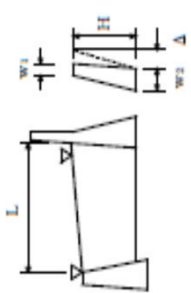
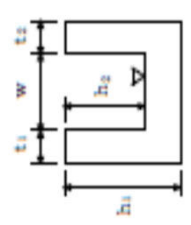
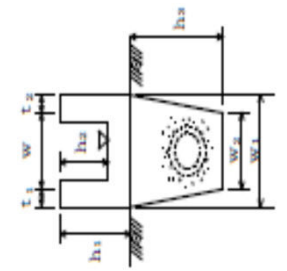
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)			  	  	

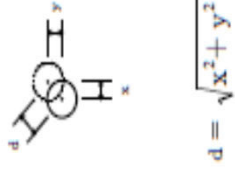
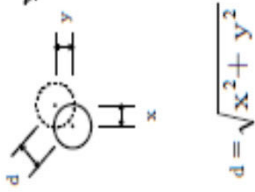
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	-50			
						h < 3m	-100			
						h ≥ 3m				
8	2	5	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-3-6-4
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8	3	7	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8	3	9	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接軸部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（縦継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上りなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4	ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

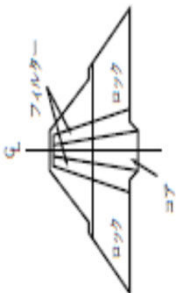
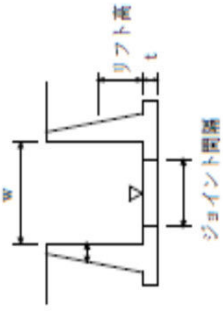
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとくに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとくに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さ、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

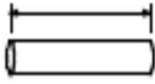
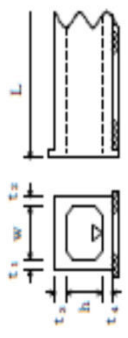
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングロープ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高	±20			
						長さ L	±100			

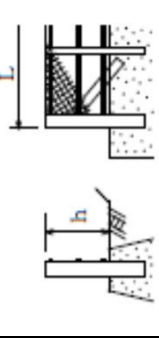
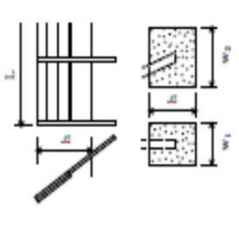
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9	3	3	3		ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーテンングラウトに適用する。		9-3-3	
						配 置 誤 差	100				
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	
							$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$				
10	1	9	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇	± 30	図端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延 長 L	$L < 20\text{m}$				-50
							$L \geq 20\text{m}$				-100
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1. 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点にて測定。		10-1-11-4	
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路	改良	5		L1 落石雪害防止工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5
								1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10	道路	編	6		L1 落石雪害防止工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
								1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎			
						高さ h	-30				
						アンカー 打込み φ	-10%	全数			
						埋込み φ	-5%				
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	
						ずれ a	10				
						ねじれ b-c	5				
						倒れ d	h×0.5%				
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200				1 施工箇所毎

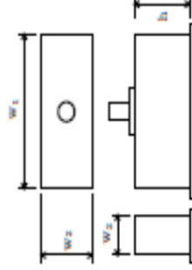
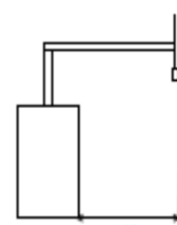
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	中規模以上	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚 さ	t < 15cm	-10				
							t ≥ 15cm	-15				
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 ざ	-9	-3	中規模以上	厚は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	-25	—				

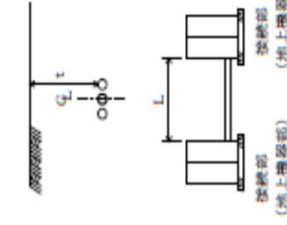
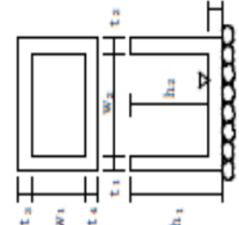
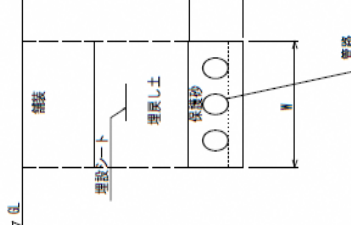
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版			10-2-7-4
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版			
						各部の長さ	±20	全数			
						厚さ	—				
						中心のずれ	±20	全数			
						アンカー長	±20	全数			
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	
						高さ h	-30				
						設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	

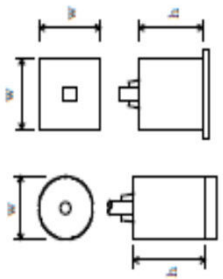




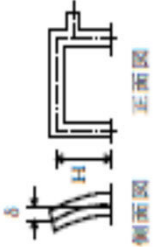
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延 長 L	-200			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	3	ケーブル配管工 (保護砂)	幅(W)	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所		3-2-4-1一般事項 (砕石基礎工)に 準拠
						厚さ(h)	-30			
						延長(L)	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照 明 工 (照 明 柱 基 礎 工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼 製 橋 脚 製 作 工	部 材	w/500	各脚柱、ベースプレートとを測定。		10-3-3-3
						脚柱とベースプレートとの鉛直度 delta (mm)				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼 製 橋 脚 製 作 工	プ ー ー ー レ ー ー ー ト	±2	全数を測定。		10-3-3-3
						孔の位置				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼 製 橋 脚 製 作 工	孔の径 d	0~5	全数を測定。		10-3-3-3
						仮 組 立 時				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼 製 橋 脚 製 作 工	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10+(L-20)/10) ... 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
						はりのキャンパー 及び柱の曲がり delta (mm)	L/1,000			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼 製 橋 脚 製 作 工	柱の鉛直度 delta (mm)	10... H ≤ 10 H... H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3
						仮 組 立 時				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	雑	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工		基準高 ∇	± 20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-6-8
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
							高さ h_1	-50			
							胸壁の高さ h_2	-30			
							天端長 l_1	-50			
							敷長 l_2	-50			
							胸壁間距離 ϕ	± 30			
							支間長及び中心線の変位	± 50			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は管座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	±20	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋脚方向)	-20			
						敷幅 w_2 (橋脚方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
10 道路 編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
						ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度	±20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	±20	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所。箱抜き形状の註細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1	-20				
						敷 幅 w_2	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				

次頁に続く

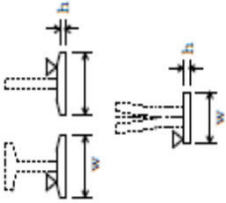
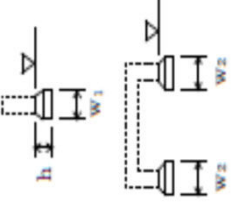
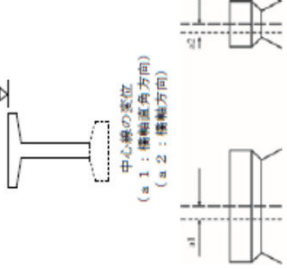
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要			
10 道路 編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部		+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p>		<p>アンカーボルトの鉛直度は橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
						アンカーボルトの箱抜き規格値						±20	
						アンカーボルトの鉛直度						1/50以下	

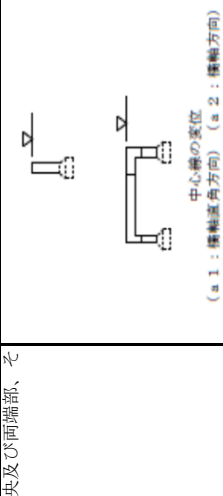
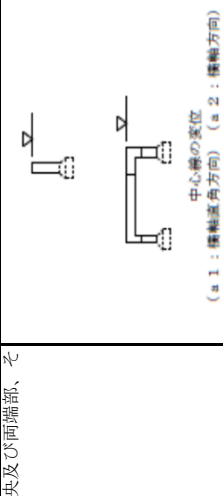
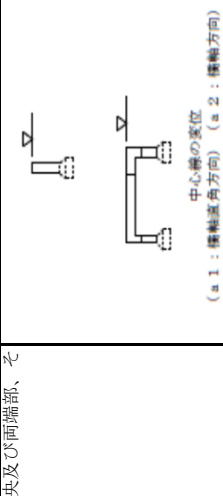
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋脚方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐侯性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11	
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材		図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9	
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				±5
							鋼橋				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水平度	橋軸方向 橋軸直角方向				1/100
可動支承の橋軸方向のすれ同一支承線上の相対誤差	可動支承の橋軸方向の機能確認 注3)	5	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上								

出来形管理基準及び規格値

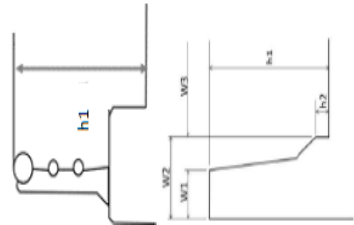
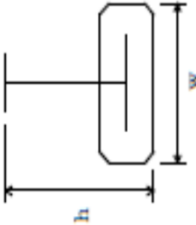
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)			10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
		支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	鋼橋	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面 及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に 肌すきか無いかを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水 平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支 承を均配なりに据付けける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、 支承据付け時のオフセット量δを考慮して、 移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満 たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。							
	水平度	±5	±(4+0.5 ×(B-2))									
		橋軸方向	1/300									
		橋軸直角方向	5									
		可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上									
		可動支承の 機能確認 注3)										
		アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上									
		アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内									
10 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋架付 属物工	5		地覆工		地覆の幅 w ₁	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			10-4-8-5
							地覆の高さ h	-10～+20				
							有効幅員 w ₂	0～+30				



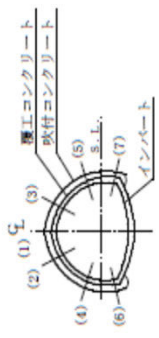
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 架 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10~+20			
						高 さ h_1	-20~+30			
						高 さ h_2	-10~+20			
						有 効 幅 員 w_3	0~+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 架 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 プロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッション後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

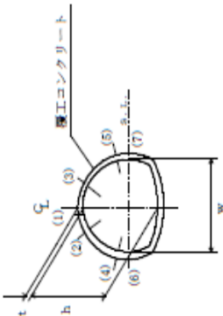
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工		吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
							位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。	10-6-4-4	
角	—										
削孔深さ	—										
孔	—										
突出量	プレート下面から10cm以内										
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、羽根の据付け時には安全が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		10-6-5-3									
						幅 w (全幅)	-50												
						高さ h (内法)	-50												
						厚さ t	設計値以上												
						延長 L	—												
						幅 w	-50												
						厚さ t	-30												
						床版コンクリート工													
						5 覆工	5												
						6 トンネル (N A T M)	6												
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		10-6-5-5									

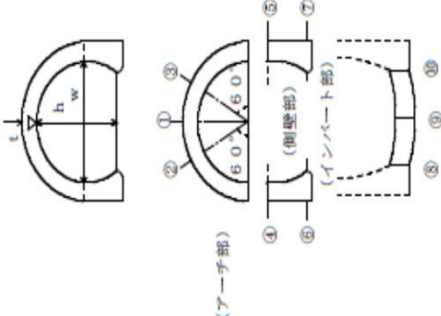
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高さ h			
延 長 L	-100									
							-200			

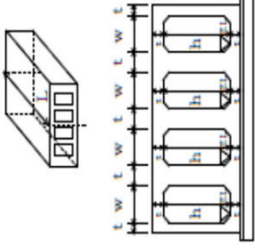
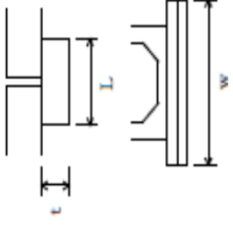
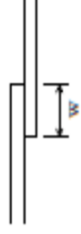

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅 w（全幅）	-50			
							高さ h（内法）	-50			
							厚 さ t	-20			
							延 長 L	—			

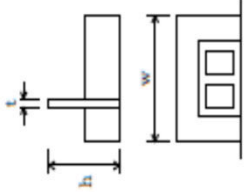
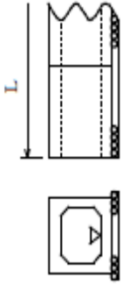
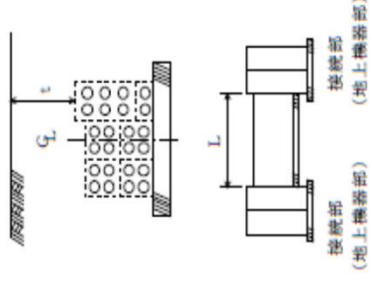
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ∇	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		10-11-6-2
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で 測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所での測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道路 編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		10-11-7-2
						延 長 L	-200			
10 道路 編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2	1	管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーでの測定】		10-12-5-2
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2	2	管 路 工 (管 路 部)	敷 設 砂 厚 さ t	-10	接 続 部 間 毎 に 1 箇 所。		3-2-6-10-1 透水性舗装工(路盤工)に準拠
						敷 設 砂 幅 w	設計値以上			
						保 護 砂 厚 さ t	-10			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	1	プ レ キ ャ ス ト ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部)	基 準 高 ∇	± 30	接 続 部 (地 上 機 器 部) 間 毎 に 1 ケ 所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	2	プ レ キ ャ ス ト ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部) (沈 下 マ ン ホ ー ル)	内 空 幅 (W)	-30	1 箇 所 毎		10-12-6-2 ハンドボールドに準拠
						内 空 高 さ (h)	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	4		現 場 打 ち ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部)	コ ン ク リ ー ト 高 さ	-30	1 箇 所 毎		3-2-3-6 小型標準工に準拠
						コ ン ク リ ー ト 幅	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハ ン ド ボ ー ル 工	基 準 高 ∇	± 30	1 ケ 所 毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※ 厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※ 幅 w_1, w_2	-30			
						※ 高 さ h_1, h_2	-30			

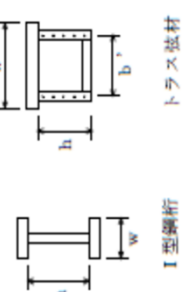
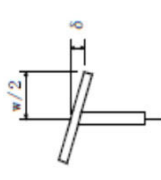
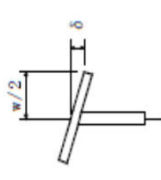
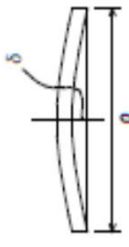
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (x̄)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
							幅 t (オーバーレイ)	-9				
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案) (略面切削工編) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
							厚さ t (オーバーレイ)	-9				
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			
10	14	4	7		路上再生工	路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	鋼桁等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。			
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
下 水 道					下水道土木工事必携(案)	[発行：公益社団法人日本下水道協会]	第2編 下水道土木工事施工管理基準及び基準値(案)による			